

取り組みの経過

ハンセン病は、我が国では特殊な病気として扱われ、「らい予防法」が明治41(1908)年に施行されて以来、施設入所を強制する隔離政策がとられ、患者は行動や住居、職業選択、学問、結婚の自由など人間としての基本的な権利を奪われてきました。

そのような中、平成13(2001)年6月には、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が、平成21(2009)年4月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」がそれぞれ施行されました。

さらに、ハンセン病の元患者の家族が、隔離政策により、偏見や差別の対象とされ、元患者との家族関係の形成を阻害されたとして提訴した「熊本ハンセン病家族訴訟」に対し、令和元(2019)年6月、熊本地裁で国の賠償責任を認めた判決が下されました。これを契機として令和元(2019)年11月「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」等が施行され、元患者家族に対しても深くおわびする旨が述べられています。

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、これまで国内外で総合的な対策が進められてきましたが、HIV感染者やエイズ患者に対する正しい知識や理解の不足から多くの偏見や差別意識を生み、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、その患者や家族、医療従事者などに対する偏見や差別などが発生しています。

難病とは、原因がわからず、治療法も確立されておらず、生涯にわたって療養を必要とする疾患をいいます。また、経済的な問題だけでなく、介護等に著しく労力を要するため家庭の負担が重く、精神的な負担が大きくなることもあります。難病は種類も多く様々な特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見はまったく健康な人と変わらないこともあります。

しかし、難病に対する無理解により、心ない言葉をかけられるなど、病気に対する偏見や差別が根強く残っており、病気の治癒そのものより、むしろそれに絡む人権侵害が深刻な問題になっています。

このような感染症や難病など、様々な病気について正しい知識と理解が十分に普及、浸透していないため、病気に対する誤った知識や理解不足による偏見・誤解から、その患者や家族等が人権侵害を受けている現状は看過できません。

【国の主な動き】

平成元(1989)年	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）」施行
平成8(1996)年	「らい予防法の廃止に関する法律」施行
平成11(1999)年	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行
平成13(2001)年	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（ハンセン病補償法）」施行

平成21(2009)年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」施行
平成25(2013)年	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」施行
平成27(2015)年	「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」施行
平成30(2018)年	「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」改正
令和元(2019)年	「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行
令和2(2020)年	「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（新型コロナウイルス特措法）」施行

現状と課題

これらの感染症等の病気については、まず、治療や予防など、医学的な対応とともに、病気に対する正しい知識と理解を深め、感染症患者等への偏見や差別を解消するための取り組みが必要です。

施策の方向性

① 正しい知識の普及・啓発と理解の促進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	H I Vやハンセン病、新型コロナウイルス感染症等の感染症や難病などについて正しい知識や理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。	人権推進課 学校教育課
2	患者や感染者、その家族に対して、偏見や差別をしないよう研修等を通じ啓発し、多様な人々が共生できる地域社会づくりに取り組みます。	人権推進課

② 適切な医療に関する情報提供

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	感染症や難病等に罹患した場合は、適切な医療を受診することができるよう大阪府や関係機関と連携し、医療機関や医療費助成制度等について情報提供を行います。	障害福祉課 健康増進課

③ 相談・支援体制の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷、差別に関する相談窓口の周知に努めます。	人権推進課